

教育課程と教員一覧

平成29(2017)年度開講内容(予定)

分野	授業科目名	担当教員名	学年	単位数	授業科目名	担当教員名	学年	単位数
講義科目	○憲法特論	森山 弘二	1・2	4	企業法務特論	(担当者未定)	1・2	4
	○刑法特論	(担当者未定)	1・2	4	○法社会学特論	林 研三	1・2	4
	刑事訴訟法特論	前原 宏一	1・2	4	英米法特論	(本年度休講)	1・2	4
	○行政法特論	藤巻 秀夫	1・2	4	○政治学特論	浅野 一弘	1・2	4
	国際法特論	(担当者未定)	1・2	4	○行政学特論	宇野 二郎	1・2	4
	自治体法務特論	泰 博美	1・2	4	○自治行政特論	武岡 明子	1・2	4
	○民法特論	上机 美穂	1・2	4	外国文献研究特論(英語)	(本年度休講)	1・2	4
	○商法特論	河森 計二	1・2	4	外国文献研究特論(独語)	(担当者未定)	1・2	4
	○会社法特論	(担当者未定)	1・2	4	外国文献研究特論(仏語)	(担当者未定)	1・2	4
	民事訴訟法特論	(担当者未定)	1・2	4	特別講義	(担当者未定)	1・2	4
	労働法特論	(担当者未定)	1・2	4	特別講義(日本法入門)	森山 弘二 前原 宏一 上机 美穂 藤巻 秀夫	2	2
	○税法特論	川股 修二	1・2	4				
特別演習科目	◎憲法特別演習	森山 弘二	2	4	◎会社法特別演習	(担当者未定)	2	4
	◎刑法特別演習	前原 宏一	2	4	◎税法特別演習	(担当者未定)	2	4
	◎行政法特別演習	藤巻 秀夫	2	4	◎法社会学特別演習	林 研三	2	4
	◎民法特別演習	上机 美穂	2	4	◎政治学特別演習	浅野 一弘	2	4
	◎商法特別演習	(本年度休講)	2	4	◎行政学特別演習	宇野 二郎	2	4
					◎自治行政論特別演習	武岡 明子	2	4
研究指導	法学研究指導演習	森山 弘二 前原 宏一 藤巻 秀夫 上机 美穂 林 研三	2	2	政治学研究指導演習	浅野 一弘 武岡 明子 宇野 二郎	2	2

※1 専攻科目(○特論・◎演習・研究指導演習)10単位のほか、20単位以上を修得していること(なお、20単位の中に専攻科目ではない特別演習4単位を含むことができる)。

※2 修士論文の研究指導を受けるためには、課程修了予定の前年度末までに20単位以上を修得していること。

※3 修士号取得の要件は、30単位以上を修得し、かつ修士論文の審査に合格することである。

●講義開講時間

1講時	2講時	3講時	4講時	5講時	6講時	7講時
9:00~10:30	10:40~12:10	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50	18:00~19:30	19:40~21:10

講義科目	憲法特論	森山 弘二	<p>憲法学の対象は、憲法の原理的な把握をめぐる問題のほか、特定の憲法制度に関わる歴史的・比較憲法的分析、一定の憲法規範を前提とした解釈問題まで、その幅は広範である。このことは、特定の憲法問題を客観的に、かつ、トータルに把握するためには、原理的知見のほか、当該問題に関わる歴史的・比較憲法的分析が欠かせないということをあらわしてもいる。</p> <p>この授業では、いくつかの原理的問題をとりあげたのち、特定の問題領域にかかわる歴史的・比較憲法的な分析を行い、説得的かつトータルな当該問題領域へのアプローチを心がけたいと考えている。※とりあげる問題領域は、受講生と相談して、最終的に特定したいと思う。</p>
	刑法特論	担当者未定	<p>社会の複雑化と地球規模において深刻化した環境問題などを抱える現代にあつては、従来の「事後的・回顧的」刑法であり続けることが妥当かという課題が突きつけられているとされる。「積極的一般予防論」や「法益保護の早期化」などを巡る諸問題は現代における刑法に対決を迫る課題であるといえる。この問題の検討を契機として、現代刑法の機能とその限界について研究することにした。</p>
	刑事訴訟法特論	前原 宏一	<p>近年の刑事司法制度の改革には目を見張るものがある。裁判員制度のみならず、被害者参加制度など、その変更は単なる補正という域をこえ、大幅な制度変更というべきものである。確かに、これまで、様々な形で刑事司法システムの改正が叫ばれてきており、国民の司法参加を組み入れるべきであるとか、これまで蚊帳の外に置かれてきた被害者をも組み入れた刑事司法システムを構築すべきであるとか主張されて来ており、そうしたものが取り入れられるようになってきたのかもしれない。しかしながら、反対も多々述べられている。それは、刑事訴訟制度として、そうあって良いのかという根本的疑問を内容とするものである。こうしたところからすれば、刑事訴訟制度の変化を無条件に受け入れることはできない。その内容を今一度検証してみる必要がある。本講座では、そうした問題意識から、従来の刑事訴訟の基本的論点を取り上げ、刑事訴訟の本来の在り方を確認する。ただし、受講生の能力や関心に応じて、柔軟に授業内容を変化させ、より教育的効果を上げうるものにするつもりである。</p>
	行政法特論	藤巻 秀夫	<p>行政法の序論、行政作用法総論および行政手続法の重要テーマについて、重要判例を検討しつつ講義する。</p>
	国際法特論	担当者未定	<p>今日の国際社会が「相互依存の時代」と表現されているように、国家間関係はますます緊密なものとなって来ている。この国際化時代の到来にともなって、国際関係法としての国際法の存在はますます重要性を増しており、国際法の国内法に及ぼすインパクトも顕著なものとなっている。このような背景を前提に、本講では、国際社会とは異なり国家から構築される国際社会における法規範の存在について、その機能や実態について検討する。</p>
	自治体法務特論	泰 博美	<p>自治体法務とは、条例制定などの立法、業務に関係する法律や条令の解釈運用、争訟活動などのことである。この授業では、これらの方法や実例の解説を行うが、法の解釈は市民や民間企業等であっても行うものであり、その場合には法に関する基礎知識や解釈技法などを習得しておくことが必要となる。また、立法に関する知識・技術は、立法を行う場合のみならず、法の解釈をする際にも役に立つものである。本講義は、このような立法や法の解釈運用に必要な知識・技術を習得することを目標とする。</p>
	民法特論	上机 美穂	<p>不法行為法は、損害賠償法とも呼ばれる。他者の行為により損害を被ったと主張する者が、賠償を請求するための法である。当該請求が認められるか否かは、裁判により決定する。請求が認められるか否かは、一定の法や公式で括れるものではない。当事者の状況、判例の考え方、社会状況なども相まって、ひとつの答えが出る。単に法の意義、要件、効果を知るのみでは、実質的な理解が導けない分野ともいえる。アメリカのロースクールなどでは、まず不法行為法(Torts)から学ぶ大学も多い。いわゆる枠組や理論よりも、実践から学び、法を理解する手法である。</p> <p>こうしたことから、本講義では、不法行為法の基礎的知識を学修するとともに、判例研究、ディスカッションなどを通じ、より実践的に不法行為法を学修する。</p>

教員紹介



Miho Kamitsukae

法学研究科法学専攻 准教授
(学系コーディネータ)

上机 美穂

担当科目

民法特論、民法特別演習

01 プロフィール

明治大学法学部法学科卒。日本大学大学院法律学研究科博士後期課程私法学専攻修了。博士(法学)。2008年札幌大学に着任。2013年度より大学院を担当。

02 研究分野紹介

研究テーマは、プライバシーを中心とした、民法における人格権の保護です。専門分野は、民法のうち不法行為法になります。

03 研究科の特色

これまで当研究科には、税務会計事務所や企業で働きながら、更にキャリアアップをはかるべく研究している者(社会人)、学部卒業後すぐに進学した者(税理士や研究者志望)、海外からの留学生など、幅広い人材が集まっています。法学部出身者のみならず、他大学の経済・経営学部出身者も在籍し、当研究科は、院生が、それぞれがこれまで勉強してきた知識や実務経験を活かしながら、様々な観点から自由に質問・議論し、和やかながらもお互いを高め合っていく自由闊達な雰囲気です。

04 学生に大学院生活で得て欲しいこと

大学院には年代も職業も異なるさまざまな院生がいます。専門的な知識の修得はもちろんですが、それ以上に多くのことを得ることのできる場でもあると思います。互いに切磋琢磨しながら、法的思考力やより広い視野を身につけてください。僅か2年という短い期間ですが、精一杯学び、悔いのないものになることを願っています。

講義科目			
商法特論	河森 計二		この講義では、当該法律の重要な事例を素材として演習形式で行います。事例ごとに報告担当者を決め、担当者は当該事例に関する学説・判例を網羅的に調べたうえでレジュメを作成し、報告していただきます。報告担当者以外の受講者は、予習をしたうえで講義に参加し、活発な質疑・討論が行えるように臨んでください。
会社法特論	担当者未定		本科目は、講義形式で行わず、履修生に、主として会社法に関する具体的な問題(例えば会社の能力、設立、株式・株券、機関、罰則等)に関し税法との絡みで具体的な問題を作成する)を事前に与え、それを毎週1時間程度報告して貰い(レジュメはA4判で5~6枚程度)、それを基に議論する。平成26年度は、3回~4回以上報告して貰った。したがって、当該科目を履修するには会社法を事前に学習していないと議論に参加できないことになる。判例を参考に会社法の内容を理解することが主たる目的であるが、次年度の修士論文の作成にも配慮する。したがって、レジュメの作成に際して、修士論文作成の参考となるようにその内容、脚注の作成、判例の引用等を具体的に指導する。さらに、私が、弁護士として関係・処理した合併、営業譲渡、破産処理、特定商取引、税務問題等々で、問題点を抽出できる事案を説明し、本科目の刺激剤にしたい。平成26年度は法制審議会の改正点を指摘し、その改正についてレジュメを作成し報告して貰った。
民事訴訟法特論	担当者未定		民事執行法と民事保全法の領域における理論上・実務上の問題について研究をする。基本的に、最高裁判所の近年の裁判例を素材とし、関連する手続上の理論的問題まで掘り下げた考察をする。なお、履修者間で合意の整ったときは、これに代えて各自の研究テーマや関心が共通する民事手続法上の問題について適切な素材を選択し考察することが可能です。
労働法特論	担当者未定		今日、雇用形態の多様化・複雑化の下で多くの労働法制が制定され、それともなって労働法理論についても再検討が盛んになされている。労働法特論の講義においても、こうした今日の状況を念頭において、いまだどのような問題が労働の全過程において生じており、労働法がそれに応じて対応してきているか、ということについて講義をしていきたいと考えている。本年度の進め方としては、最初に、労働基準法および労働契約法を中心に労働法における基本的な事項についての理解を深めることとする。次いで、現在労働法分野で問題となっている事項のいくつかについて、事例および判例をまじえて受講生と共に議論しながら講義を進めていくこととする。

講義科目	税法特論	川股 修二	<p>本特論は、所得課税法と資産課税法とを隔年において講義している。本年度は資産課税法です。税法研究は、憲法、行政法とも関係し、また民法や会社法等の私法および企業会計の知識をも要求する。受講者はこれら知識研修を本特論とともに研鑽してほしい。なお、税法の基礎的事項、総論的事項については、本講義でも研究するが、税法未学習者には学部講義の聴講を薦める。</p>
	企業法務特論	担当者未定	<p>①最近の企業経営においては、企業統治、リーガルリスクマネジメント、経営戦略等の観点から、基本的法律知識、リーガルマインドを身につけていることに加えて、専門的・実践的知識・能力を修得している人材が求められている。本講においては、知的財産法問題、独占禁止法問題、不正競争防止法問題等についての基本的講話とそれを踏まえた、院生の積極的討論によって、企業法務の実際のケースを具体的に学修し、企業法務の専門的・実践的知識・能力の修得をはかる。</p> <p>②企業活動を推進するにあたっては、様々な「取引」「契約」「紛争」に備えなければならない。本科目では、企業が従事する取引に伴う基本的な法的問題をやさしく講義する。次に、取引のうち、売買、知的財産のライセンス、サービスを中心に説明を行う。実際に国内・海外で行われている取引や契約を取りあげ、その実務上の対応の研究も行う。経済活動の国際化、知的財産権重視の動き、事業売買の活発化にも焦点をあてて、講義を行う。</p>
	法社会学特論	林 研三	<p>法社会学全般について講義します。法社会学とは経験科学の一つといわれてきましたが、ここでの経験科学とはどういう意味か、そしてそれは今日ではどういう影響を有しているのかを考えながら、以下の項目を中心に話をすすめます。</p> <p>1. 参与観察(フィールドワーク) 2. 紛争処理過程 3. 近代法と裁判 4. 日本人の法意識 5. 入会権と漁業権とコモンズ 6. 近代家族と家 7. 司法制度改革</p>
	英米法特論	平成29年度休講	
	政治学特論	浅野 一弘	<p>周知のように、2009年8月30日に行われた第45回衆議院議員総選挙の結果、民主党は、308議席を獲得した。そして、9月16日には、鳩山由紀夫代表が、第93代内閣総理大臣に就任した。民主党のマニフェスト(政権公約)をみると、そこには、「自民党長期政権の下で温存された族議員、霞が関の既得権益を一掃する」との文言が記されている。ということは、現代の日本政治を分析するにあたっては、自民党政権下で構築された「政・官・財」の「鉄の三角形」の存在を無視できない。つまり、「55年体制」のもとで生みだされた、さまざまな利権の構造を理解せずに、現代日本政治の本質を浮き彫りにすることは不可能ということになる。</p> <p>そこで、本講義においては、現代の日本政治の実態を把握するため、戦後日本政治全体を対象として、なぜ自民党の一党優位体制が、ながきにわたってつづいたのかについて考察していく予定である。その際、戦後の日米関係にも留意したい。なぜならば、戦後日本政治のトピックをみると、そこにはかならずといっていいほど米国の影がみえかくれているからである。</p>
	行政学特論	宇野 二郎	<p>この授業では、行政学の基礎概念を理解するために、行政学の基本的な教科書を批判的に検討していく。授業では、教科書の各章を受講生が要約・報告するとともに、それに関連する文献を別の受講生が要約・報告し、教科書記述の内容を掘り下げていく。</p>
	自治行政特論	武岡 明子	<p>地方自治の歴史・思想・制度や現状を理解することを目標とし、地方自治の理念、制度、組織、財政、政策、参加、諸外国の地方自治等を取り上げる。授業は受講者によるテキストの輪読により進める。</p>
	外国文献研究特論(英語)	平成29年度休講	

講義科目	外国文献研究特論（独語）	担当者未定	ドイツ法に関する基本的な文献を講読する。かつてW・マイホーファーが歴史上有名な法学者の見解をダイジェスト的に編集したものががあるので、これを講読することにする。なお、ドイツ語の理解に必要な基本的な文法については、受講生の語学レベルに応じて補強する機会を設けることも予定している。
	外国文献研究特論（仏語）	担当者未定	フランス法をフランス語原書に基づいて研究する。日本は明治初期にフランス法を受け入れた経験を有する。日本法の研究にフランス法研究を必要とすることもある。当然、現代日本法との比較法的観点から現代フランス法を研究することも、重要な研究である。
	特別講義	担当者未定	
	特別講義（日本法入門）	森山 弘二 前原 宏一 上机 美穂 藤巻 秀夫	本講義は、外国人留学生特別選抜により入学した留学生に対して、わが国の基本的な法制度の概略を講義する。これにより、日本法の全体像を把握するとともに、専門的な研究への導入とする。
特別演習科目	憲法特別演習	森山 弘二	現代憲法の諸問題の中から、いくつかのテーマを提示し、そのテーマをめぐる憲法問題を整理した上で、その問題群の背景にある 歴史的・原理的問題を考究するというのが「憲法学」演習の概要である。演習生は、このような視点から、各自のテーマを選択し、学問的研究を遂行することで、修士論文の作成に取り組むことが期待される。演習に関わる具体的なスケジュールやテーマの選択等については、演習生と相談して決めるが、各自の研究テーマの設定や研究計画の「案(プラン)」は、第1回目の演習時までに用意しておくことが望ましい。
	刑法特別演習	前原 宏一	参加者の学問的興味に応じて、刑法に存する基本的アポリアを総論を中心に提示し、探究してゆき、最終的には刑事司法全体に対する体系的理解を深めてもらうようにしたい。したがって、探究の範囲は刑法理論の全てに及ぶ。
	行政法特別演習	藤巻 秀夫	行政救済法の重要テーマを講義するとともに、重要判例の分析を通じて、行政実体法・行政手続法・行政訴訟手続(国家賠償を含む)を総合的に把握する。
	民法特別演習	上机 美穂	テーマは「民法における個人の保護」である。民法709条以下の不法行為法が中心となる。人格的利益あるいは人格権と総称される、権利や利益になんらかの不都合が生じた場合、民法はいかにして個人を救済できるか?を、国内外(日本・アメリカ・イギリスを中心とする)の判例や学説などから検討していく。
	商法特別演習	平成29年度休講	
	会社法特別演習	担当者未定	1.会社法に関する修士論文の作成に関するテーマの研究を目的とする。 2.これまでは、税理士希望諸君の為に、会社法と税法がらみの内容となっている。 3.テーマは研究計画書を基に決定し、その内容は法律学、会社法学、税法学等の内容が有機的に関連し、問題解決に貢献できるものとなるように指導する。
	税法特別演習	担当者未定	この特別演習は、税法学に関する学位(法学修士)論文に関連する研究テーマについて指導する。各自の論文テーマは、税法学という学問の特質・本質を理解し、設定していただきたい。参考となる文献・判例、その他論文構成について指導する。学術論文は、実務解説ではない。そこで、受講者は、学術論文を各自のテーマに関係なく、多読し、そのスタイル、論法などを学習するよう努めていただきたい。

特別演習科目	法社会学特別演習	林 研三	今年度は天田城介『古い衰えゆくことの発見』[角川書店]をテキストとして、高齢社会の問題を考えていきます。高齢社会は単に高齢者が増加するというだけでなく、認知症の問題やその介護問題も伴います。さらには末期医療の問題も関係してくることもあります。現在の介護保険制度のもとでも介護の必要な高齢者の問題は決して解決していません。それは制度の問題とともに、高齢者や認知症の人とどう向き合うかの問題も提起しています。この演習ではこういった問題を念頭において「老いること」を一つの社会現象として捉え、それに法はどう向き合うかを考えます。
	政治学特別演習	浅野 一弘	1945年8月15日の敗戦以来、今日にいたるまで、戦後の日本外交は、つねに米国との関係を重視してきたという事実がある。それは、サンフランシスコでの講和会議、国際連合加盟、安保改定、沖縄返還、日中国交正常化をみても明らかであろう。 また、近年、日米間では、経済摩擦をめぐる問題がひんぱんに発生し、“米国による「外圧」→日本側の譲歩”という構図ができあがっている。この図式が、安全保障をめぐる争点においても散見されることは、周知のとおりである。そこで、本特別演習においては、第二次大戦後の日米関係を中心にして、日米両国の比較政治学的考察をこころみる。
	行政学特別演習	宇野 二郎	厳しい財政制約の中で、自治体は、公共サービス供給に際して民間企業との協力を模索してきた。民間企業側からみれば、それは新市場創出を期待させるものであった。しかしその後、破綻する官民協働プロジェクトも現れ、「民営化ブーム」も一段落している。 この授業では、日本の「公私分担」と、欧州諸国における公共サービス供給の変化・持続に関する研究を批判的に読み解く。受講者によるテキストの輪読が中心となる。
	自治行政論特別演習	武岡 明子	イギリスの地方自治を取り上げる。「地方自治の母国」とも称されるイギリスの地方自治制度はどのような構造をなしているのか、日本と比較しつつ考察する。
研究指導	法学研究指導演習	森山 弘二 前原 宏一 藤巻 秀夫 上机 美穂 林 研三	本研究指導演習は、修士論文指導を主たる目的とする。 法学研究科では、「修士論文執筆・作成要領」および「修士論文の審査及び最終試験に関する内規」に基づいて、「修士論文提出予定者」に対して、春学期に修士論文プランを提出すること、また秋学期に修士論文中間報告会で報告することを求めている。したがって院生は、適時に指導教授の指導を受けながら、上記のスケジュールに即して計画的に、論文テーマの決定、資料の収集と分析、論文作成にあたってもらいたい。
	政治学研究指導演習	浅野 一弘 武岡 明子 宇野 二郎	本研究指導演習は、修士論文指導を主たる目的とする。 法学研究科では、「修士論文執筆・作成要領」および「修士論文の審査及び最終試験に関する内規」に基づいて、「修士論文提出予定者」に対して、春学期に修士論文プランを提出すること、また秋学期に修士論文中間報告会で報告することを求めている。したがって院生は、指導教授の指導を受けながら、上記のスケジュールに即して計画的に、論文テーマの決定、資料の収集と分析、論文作成にあたってもらいたい。

歴代修士号学位論文題目

平成11(1999)年度から

【平成11(1999)年度】

- 法人格否認の法理再論
- 純粋持株会社における会社法と税法
 - 純粋持株会社の解禁に伴う諸問題
- 取引相場のない株式評価
 - 譲渡制限株式の投下資本回収保障について—
- 生命保険約款の拘束力と緩和化
- 約款の拘束力と約款規制に関する一考察
- 比較中日労働法—女性労働者保護を中心に—
- 請負契約に関する法的課題についての一考察
 - 日本法と中国法の比較を通して—
- 音楽著作権及び著作隣接権の総合管理とその国際的側面
- 法益概念の一考察 —賭博罪を素材として—
- 請負契約における瑕疵担保責任に関する一考察
 - ～民法635条但書を中心として～

【平成12(2000)年度】

- 親子会社における子会社の少数株主の保護
- 国際刑事裁判所の管轄権
- 銀行取引における相殺の担保機能
 - 国税徴収法に基づく債権と銀行債権の相殺—
- 商法計算規定の史的考察
 - 取得原価主義思考の歴史的基盤—
- 建物賃貸借契約の生成と展開についての一考察
 - ～「借家契約法」の歴史的展開を中心として～
- 消費者法体系の概要と「説明義務・情報提供義務」に関する一考察
- 北海道における支庁制度研究
- 商法第680条第1項第1号における自殺について
- 敵対的企業買収への対抗手段
- 消費者取引における取締規定の効力
 - 法律行為論と不正行為論における検討をてがかりにして—
- 穂積八束の憲法学説—その思想と構造—
- 消費者取引における情報提供・説明義務について
 - 投資勧誘取引を中心として—
- 国連・安全保障理事会の拒否権制度に関する考察
 - ～日本の常任理事国入りとの関連で～
- 商法第678条1項における保険者の過失
 - ～特に告知受領権との関連において～
- 取締役の報酬規制に関する一考察
- 環境権をめぐる今日の状況
- サプリース契約の考察

【平成13(2001)年度】

- 消費者契約における現代法的課題について
 - 立法・判例の展開に関する一考察—
- 株式等の共同相続に関する諸問題
- 営業譲渡の現代的な位置付けに関する一考察
- 一人会社としての有限会社に関する諸問題
- 金融取引における消費者法の課題
 - 金融商品販売法の説明義務をてがかりにして—
- 公序良俗論の形成と展開に関する一考察
 - 暴利行為論を中心として—
- 近代日本における教育の制度と思想
 - その歴史的展開—
- 企業再編における商法改正と税法上の問題
- プライバシーの権利に関する一考察
 - 歴史的な視点から—
- 自己責任の経済に適應した商法計算規定の再構築
- カートゥーン・アート/コミックスの著作権保護及び商業的利用—インドネシア法と日本法の比較—
- 日中消費者基本法の比較法的一考察
 - 日本の消費者保護基本法と中国消費者權益保護法の比較を中心として—
- 憲法と申告納税制度に関する一考察
 - ～租税に関する研究序説～

【平成14(2002)年度】

- コーポレート・ガバナンスの動向と取締役の経営責任事例
- 日本国憲法における国民の主権行使の構造
 - 民主権論と代表制論を素材として—
- 閉鎖会社における自己株式
 - (譲渡制限株式の評価)について
- 金庫株制度導入に関する諸問題
 - 平成13年商法改正を契機として—
- 「中小会社における計算書類の公開と外部監査の制度化について」
- 株式会社の役員報酬における諸問題
- 新設分割型分割における税法上の一考察
 - ～アメリカ法とフランス法との比較による問題解決～
- 法定外税としての産廃税に関する一考察
- ストック・オプションの課税問題に関する一考察
 - 特に海外親会社から付与されたストック・オプションを中心に—
- 寄託契約に関する場屋主人の責任についての一考察
 - 日本法と中国法の比較を通して—
- マス・メディアによるプライバシー権への侵害に対する民事的法規制の検討
 - 日本法と中国法の比較を中心として—
- 純粋持株会社と持株会社株主の保護

【平成15(2003)年度】

- 非常事態と立憲主義—史的アプローチからの警鐘—

【平成16(2004)年度】

- わが国の連結納税制度における主要論点の検証
- 会社法及び法人税法からみた役員賞与とその課税制度についての考察
- 福祉事業における会社制度の利用と税制度
- 会社制度と連結納税制度
- 建物の区分所有等に関する法律における義務違反者に対する措置—迷惑行為にたいする他の区分所有者の取りうる法的手段—

【平成17(2005)年度】

- 同族会社の法人税課税に関する一考察
 - ～留保金課税に関する問題を中心として～
- 「法人事業税の外形標準課税導入に関する一考察」
- 中小企業の事業承継
 - ～相続税法と非公開株式の評価について～

【平成18(2006)年度】

- 税法上のストック・オプションの取扱い
- 法人税法上の役員報酬等について
 - 会社法等からの新旧比較を通して—
- 法人税法を中心とした借地権課税の一考察
- 法人税法上の債権放棄についての検討
 - 不良債権処理及びその関連する租税判例についての考察—

【平成19(2007)年度】

- 住民参加条例について
 - 実効性ある住民参加条例の制度設計を目指して—
- 寄付金課税制度に関する一考察
 - 企業の社会的責任としての地域社会への出損を中心として—

【平成20(2008)年度】

- 事業承継税制に関する一考察
 - ～非公開株式の評価を中心として～

【平成21(2009)年度】

- 自己株式に関する税法上の諸問題
- 正当防衛と自損侵害
- 法人税法における同族会社役員給与と損金否認規定に関する一考察
- 役員給与と課税に関する会社法と税法の問題点
- 法人企業犯罪被害者をめぐる法人税法上の取り扱い
- 非上場会社の株式評価について
 - 税務と会社法の立場からの考察—
- 租税法における遡及立法の判断基準について
 - 所得税法を素材として—
- 会計参与

【平成22(2010)年度】

- メンタルヘルスケアの現状と課題
 - 業務に起因する精神疾患に関する法的予防措置および法的救済について—
- グループ法人税制の導入による税法問題
 - グループ内法人間の寄附金取引を素材として—

【平成23(2011)年度】

- 未婚母子家庭に対する所得控除
 - 寡婦控除の人的控除のあり方—
- 種類株式の利用と税法上の諸問題
- 役員給与と課税に関する一考察
- 株式会社の解散と清算をめぐる諸問題についての一考察
 - 平成22年度税制改正を踏まえて—
- 組織再編時の繰越欠損金に対する税法上と会社法上の諸問題
- 消費税法の仕入税額控除計算方式に関する一考察
 - 帳簿方式、請求書等保存方式、インボイス方式の比較を中心として—

【平成24(2012)年度】

- 経営承継と自社株対策
 - ～非公開株式の評価を中心として～
- 債務の株式化と法人税法上の現物出資の課税問題
 - 債務者における課税の均衡の検討—
- 所得税法改正における遡及立法是認判決の法的評価
- 所得税法第56条における親族の個人事業従事に関する適用範囲—宮岡訴訟を素材として—
- 法人税法が中小企業の会計に与える逆基準性の問題
 - 貸倒損失を中心として—
- 所得税法の譲渡所得課税に関する一考察
 - ～税理士及び弁護士をめぐる裁判事例を中心として～
- 日本と中国における労働契約に関する考察
 - 「中国労働契約法」を中心として—

【平成25(2013)年度】

- 非上場株式の評価に関する一考察
- 従業員持株制度
 - 非上場会社の従業員持株制度における株式の強制買戻しについての検討—
- 個別労働紛争解決システムの現状と課題
 - 社労士会労働紛争解決センターの取り組みを中心に—
- 持株会社に係る会社法制、及び税制に関する一考察

【平成26(2014)年度】

- 北海道における日本社会党
 - 戦後革新の覇権と柔軟性—

【平成27(2015)年度】

- 国税徴収法に規定する第二次納税義務者の権利救済
 - ～原告適格を中心として
- 平成23年改正国税通則法における課税処分理由附記に関する考察
- 組織再編税制における租税回避防止規定についての一考察
 - ヤフー事件及びIDCF事件を題材として—
- 会社の役員給与と課税に関する一考察